

議案第35号

磐田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和8年2月16日提出

磐田市長 草地博昭

## 磐田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

磐田市水道事業給水条例（平成17年磐田市条例第226号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の地方公共団体の長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下同じ。）又は他の地方公共団体の長により法第16条の2第1項の指定を受けた者に給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、この限りでない。

第9条第2項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者又は他の地方公共団体の長若しくは他の地方公共団体の長により法第16条の2第1項の指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者等」という。）」に改め、同条第3項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

第10条及び第35条第2項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

磐田市水道事業給水条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(工事の施行)</p> <p>第9条 給水装置工事は、申込みによって市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>2 前項の規定による指定給水装置工事事業者</p> <hr/> <p>は、工事施行の際、あらかじめ工事設計について市長の審査（使用材料の確認を含む。）を受け、これに合格した設計に基づいて工事を行い、かつ、しゅん工後直ちに市長の検査を受けなければならない。</p> <p>3 <u>指定給水装置工事事業者</u> について必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>(給水管取付工事等の指示)</p> <p>第10条 市長は、<u>指定給水装置工事事業者</u> に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、使用材料その他の工事上の条件を指示することができる。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第35条 略</p> <p>2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、<u>指定給水装置工事事業者</u> の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを</p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第9条 給水装置工事は、申込みによって市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の地方公共団体の長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下同じ。）又は他の地方公共団体の長により法第16条の2第1項の指定を受けた者に給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 前項の規定による<u>指定給水装置工事事業者又は他の地方公共団体の長若しくは他の地方公共団体の長により法第16条の2第1項の指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者等」という。）</u>は、工事施行の際、あらかじめ工事設計について市長の審査（使用材料の確認を含む。）を受け、これに合格した設計に基づいて工事を行い、かつ、しゅん工後直ちに市長の検査を受けなければならない。</p> <p>3 <u>指定給水装置工事事業者等</u>について必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>(給水管取付工事等の指示)</p> <p>第10条 市長は、<u>指定給水装置工事事業者等</u>に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、使用材料その他の工事上の条件を指示することができる。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第35条 略</p> <p>2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、<u>指定給水装置工事事業者等</u>の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを</p>

現行	改正案
確認したときは、この限りでない。	確認したときは、この限りでない。